●遊遊保険 携行品(破損・盗難)事故保険金請求手続きについて

いつも大成有楽不動産をお引立ていただき、誠にありがとうございます。 このたびのご災難、心からお見舞い申し上げます。 つきましては、<u>携行品事故の保険金請求手続き</u>について以下の通りご案内いたします。 なお、ご不明な点などがございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

携行品とは、被保険者の居住の用に供される住宅(敷地を含む)外において被保険者が 携行している身の回り品(被保険者が所有する日常生活において職務遂行以外の目的で 使用する動産)をいいます。

- ※現金・乗車券・小切手などは合計して5万円が損害額の限度となります。
- ※置き忘れ、紛失は保険金のお支払いの対象になりません。

① ご請求手続きの流れ(一般的な流れ)

- 1. 「携行品・ゴルフ用品事故通知票」をご記入・ご入力のうえ、大成有楽不動産㈱保険部へお送りください。
- 2.後日、引受幹事保険会社の<u>損保ジャパン社より</u>、保険金請求書類一式がご指定の送付先に郵送されます。 ※2週間以上経過しても請求書類がお手元に届かない場合は、大成有楽不動産㈱保険部までご連絡ください。
- 3. 請求書類の提出時期、必要書類等の保険金請求に関するご質問は、損保ジャパン社にご確認ください。
- 4. 保険金請求書と必要書類は、同封された返信用封筒で損保ジャパン社にご返送ください。
- 5. 保険会社よりお客様のご指定口座へ認定された保険金(免責金額3,000円を差引いた額)が振り込まれます。

② ご請求にあたってのご注意

- ・「携行品・ゴルフ用品損害通知票」は速やかにご提出ください。
- ・写真代、見積代等は保険金のお支払いの対象になりません。
- ・盗難の場合、必ず警察へ「盗難」として届出し、受理番号の交付を受けてください。 ※置き忘れ、紛失は保険金のお支払いの対象になりません。

③ 後日損保ジャパン社へご提出いただく書類 ※大成有楽不動産への送付は不要です

- •携行品•用品損害保険金請求書
- ~破損・汚損事故の場合~
 - •損傷品写真
 - ・修理見積書または領収書
- ~盗難事故の場合~
 - ・盗難届出証明書 → 入手できない場合は警察署の受理番号等
 - ❖必要に応じてご提出いただく書類
 - ・修理不能証明書 → 修理が不可能な場合、修理業者より取付
 - ・その他保険会社が必要とする書類

<お問い合わせ先> 大成有楽不動産株式会社 保険部 遊遊保険担当

〒104-8330 TEL: 03-3567-9413 東京都中央区京橋3-13-1 FAX: 03-3564-0798